しまの未来懇談会実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民の町政への理解と地域社会への参画の促進を図るため、しまの未来懇談会（以下「懇談会」という。）を実施し、まちづくり等に関する提言及び意見を聞き、町政運営に反映させることで、町民の自治意識の高揚並びに町民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

（対象）

第２条　懇談会を申し込むことができる者は、原則として町内に在住、在勤又は在学する者で構成する概ね５人以上の団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

（実施日時等）

第３条　懇談会は、原則として午前９時から午後９時までの間に実施するものとする。

２　懇談会の１回の実施時間は、原則として１時間程度とする。

（実施場所等）

第４条　懇談会の実施場所は、原則として町内に限るものとし、当該場所の確保及び懇談会の運営は、団体等が行うものとする。

（懇談会の申込）

第５条　懇談会を実施しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、実施希望日の１ヶ月前までに、しまの未来懇談会申込書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（実施の決定）

第６条　町長は、前条に規定する申込みがあったときは、内容及び実施日時等について審査し、懇談会の内容に応じて担当課等と調整のうえ、実施の可否を決定し、しまの未来懇談会実施承認（不承認）通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（実施の制限）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、懇談会を実施しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあると認められるとき

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められるとき

(3) 誹謗中傷、苦情又は個別相談等を主たる目的として行うおそれがあると認められるとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の目的に反すると認められるとき

（費用負担）

第８条　懇談会の実施に要する費用は、団体等の負担とする。ただし、町長が必要と認める場合は、町が負担することができる。

（庶務）

第９条　懇談会に関する庶務は、広報情報課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。